

税金

固定資産税は1月1日現在の固定資産所有者に課税されます
固定資産税についてお知らせします
 問い合わせ 税務課 大石 ☎(23) 0035

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。
 固定資産税は、年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。
 この税は、市税全体の半分以上を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者です。

税額の算出方法

固定資産税額は「課税標準額×税率」により算出します。

税率と課税標準額

本市の固定資産税率は1.4%です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じとなります。

ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて次のように評価を行います。

〔土地〕

地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林、原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

〔家屋〕

完成した家屋の構造材や外装、内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

〔償却資産〕

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

環境

照明器具をチェック
PCBを含有する安定器を使用しませんか
 問い合わせ 環境課 松本 ☎(53) 2609

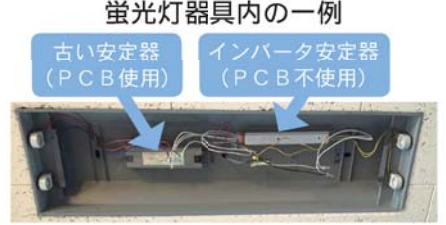
お使いの照明器具を確認

現在使用中の照明器具には、健康被害を起こすおそれがある「PCB（ポリ塩化ビフェニル）」を含有した安定器が取り付けられている可能性があります。
 昭和52年3月以前の事業用建物（屋内外）を所有している事業者は、蛍光灯や水銀灯などの照明機器に付いている安定器について、PCBを含まないか確認してください。

健康被害が起こる前に早期の対応をしましょう

古い安定器からPCBを含む油が漏洩することで、健康被害を引き起こすおそれがあるため、PCBを含有した安定器を使用中の場合は、電気工事業者に取り換え依頼をするなど、早期の対応をお願いします。

また、PCBを含有した安定器は、適正に保管および処理する必要があります。処理期限は平成33年3月末日です。詳しくは静岡県ホームページをご覧ください。



蛍光灯器具内の一例
 古い安定器 (PCB使用) インバータ安定器 (PCB不使用)

PCBを含有した安定器を使用した照明器具
 昭和32年1月から昭和47年8月までに製造されたもの

① 蛍光灯器具（オフィスや教室用など）



② 水銀灯器具（高天井用や道路用）



③ 低圧ナトリウム器具（トンネル用）



詳しくは、静岡県 PCB で検索
 問い合わせ 静岡県廃棄物リサイクル課 ☎054 (221) 2424

税金

軽自動車税
グリーン化特例（軽課）の見直しについて
 問い合わせ 税務課 須藤 ☎(23) 0035

対象基準の見直しおよび適用期限の2年延長

軽自動車などのグリーン化特例（軽課）について、特例の対象車が見直しされ、適用期限が2年延長されます。

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 → 税率の軽減年度：平成30年度軽自動車税
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 → 税率の軽減年度：平成31年度軽自動車税

現行と改正後のグリーン化特例（軽課）の対象車および税率表

軽減率	区分	税額	対象基準	
			現行(★1)	改正後(★2)
75%軽減	乗用	自家用 2,700円 営業用 1,800円	電気軽自動車および天然ガス軽自動車	現行と同様
	貨物用	自家用 1,300円 営業用 1,000円		
50%軽減	乗用	自家用 5,400円 営業用 3,500円	平成32年度燃費基準+20%達成	平成32年度燃費基準+30%達成
	貨物用	自家用 2,500円 営業用 1,900円	平成27年度燃費基準+35%達成	現行と同様
25%軽減	乗用	自家用 8,100円 営業用 5,200円	平成32年度燃費基準	平成32年度燃費基準+10%達成
	貨物用	自家用 3,800円 営業用 2,900円	平成27年度燃費基準+15%達成	現行と同様

★1：電気自動車および天然ガス軽自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。
 ★2：電気自動車および天然ガス軽自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

環境

毎日の暮らしの中でできること
食品ロスを減らしましょう
 問い合わせ 環境課 松本 ☎(53) 2609

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。国内の食品ロスは年間約621万トン。これは世界の食糧援助量の約2倍に相当します。食品ロスを減らすための日常生活でのポイントを紹介します。

① 食材を「買いすぎず」「使いきる」「食べきる」

買い物前に食品の在庫を確認し、必要なだけを買うようにしましょう。買ったものは使いきり、食べきるようにしましょう。

② 残った食材は別の料理に活用！

残りものからメニューを考えるようにすると、在庫が一扫できます。食べ残しなどを減らすため、食べられる量だけ作りましょう。

③ 「賞味期限」「消費期限」を正しく理解する

「賞味期限」は、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、おいしく食べられる期限のことです。「消費期限」は、袋や容器を開

④ 「食べきりミSSION」をはじめよう

食べ放題や宴会などでは、食べきれない量の注文や、お開き前の10分間はもう一度料理を楽しむなど、食べ残しを減らしましょう。静岡県では食品ロスを減らすために、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しています。残さず食べて、お得な割引や豪華賞品をゲットしましょう！



詳しくは、静岡県 食べきり で検索
 問い合わせ 静岡県廃棄物リサイクル課 ☎054 (221) 2424